抗議行動・阻止行動の根拠、目的と方法（1/19の記者会見でも一部説明）

→（参考）1/19記者会見の配布物はこちら：http://ad9.org/osprey/pressrelease240119.pdf

建設の不当性、違法性、特に違憲性

１）事故・墜落の危険性

屋久島沖での米軍オスプレイ墜落事故とそれによる飛行の全面停止で、安全性についての防衛省の説明が虚偽であり、また、それを鵜呑みにした山口祥義知事の発言（2018年8月8日の定例記者会見）の根拠も崩れた。

２）工事の対象となる土地は地権者全員の同意を得ておらず、違法。複数の地権者が工事の差し止めを求めて裁判を起こしている。

３）憲法９条に明白に違反

地権者説明会で配布された防衛省のパンフレットにある説明は、明白に他国との戦闘行為を目的とすることを明記。また、同じくその行動半径が近隣国に及ぶ。このような目的を持ち、能力を持つ機材の所持が「戦争の放棄」を定めた憲法９条に違反することは明白。（次の図）

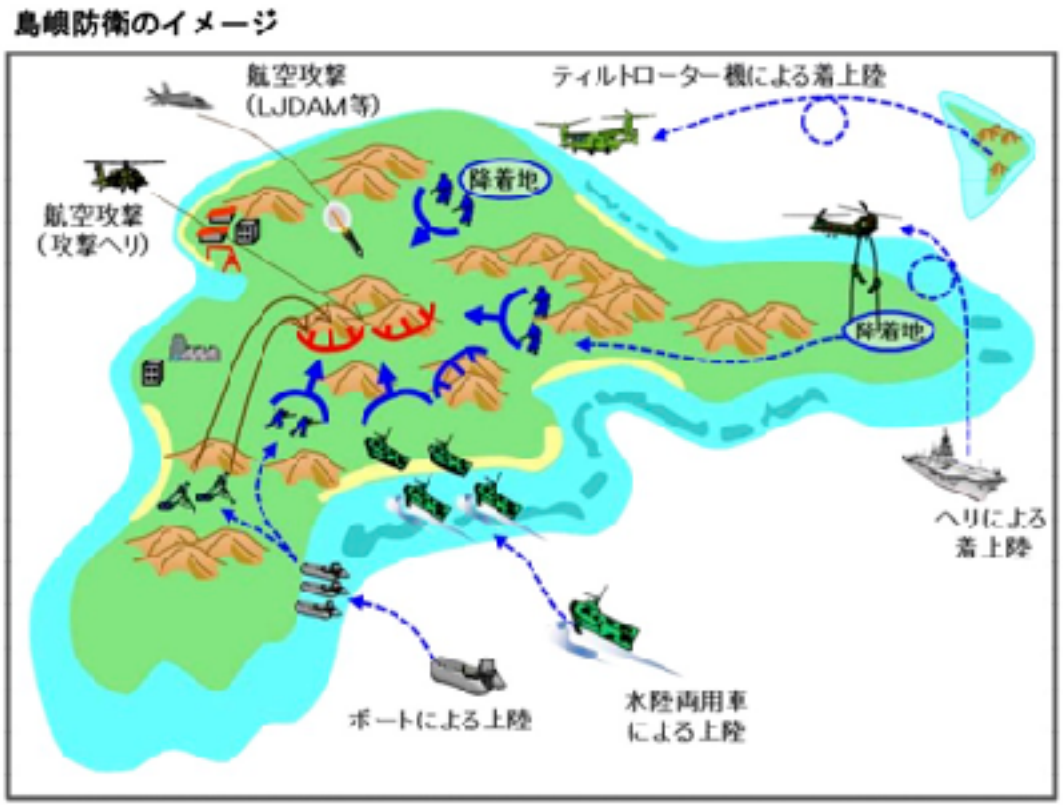

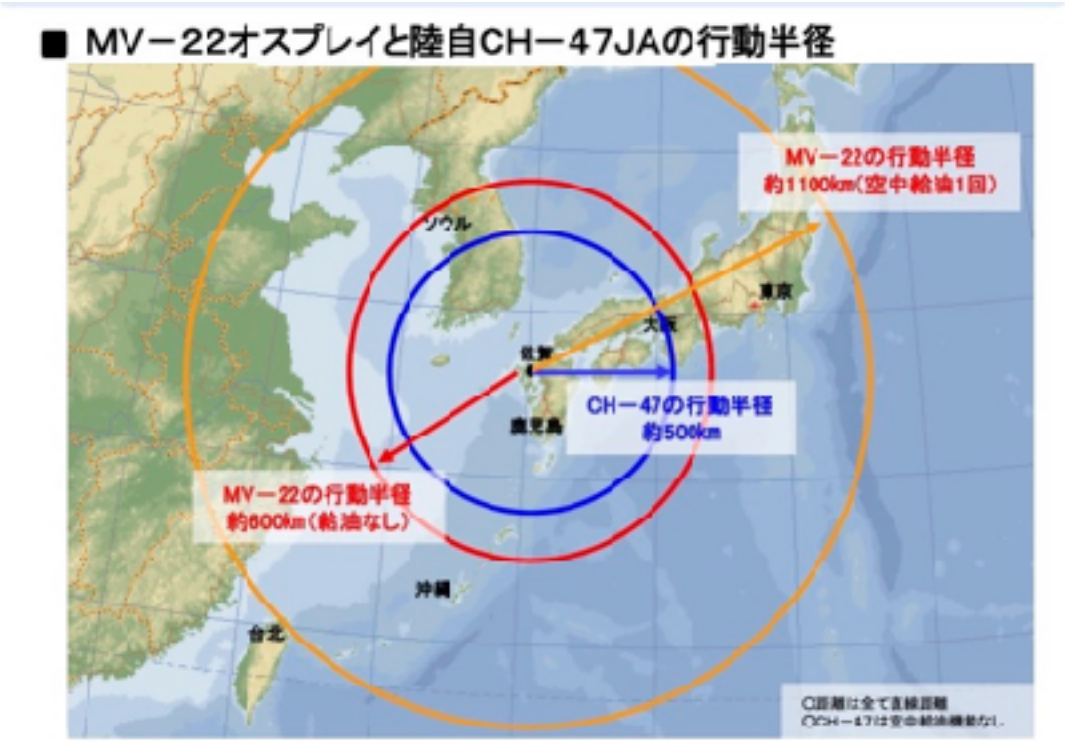

戦闘行為を目的とすることを明示

防衛省「陸上自衛隊の佐賀空港利用について」、2017年4月。3ページの図。

行動半径が近隣国にまたがる

防衛省・自衛隊「陸上自衛隊ティルト・ローター機等の佐賀空港への配備について」、2014年9月。5ページの図。

行動の根拠

１）憲法12条が国民に課す「義務」
「この憲法が国民に保障する自由及び**権利**は、**国民の不断の努力**によって、これを**保持しなければならない**。」

この条文が保障する「**権利**」には「平和的生存権」も含まれる。→戦争の予防。
２）憲法違反という最も重大な違法行為は、本来警察が取り締まるべきでものであるが、それがなされないため「私人による法の執行」が不可欠と考えられる。

目的と方法

１）工事現場の入り口を、非暴力的に（牛歩や座り込み）封鎖し、工事を止め、遅らせることを目指す。
２）参加者に非暴力を徹底させるため、阻止行動の参加者には「非暴力と安全の誓約書」への署名を求める。（ギャラリーとして応援される方は除く。）

県警の対応

佐賀県公安委員会に対して、1月9日に警察法第七十九条一項に基づき、苦情の申し出を実施、しかし今日に至るまで回答なし。（同条には「・・誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない」とある。

佐賀県公安委員会の傍聴を申し出ているが、県警の職員（公安委員会付き）からは「公開の規定がない」ことを理由に、拒否された。しかし行政委員会は公開が原則のはず。非公開にするのであれば、そのための規定が必要。
文科省の「行政委員会制度の概要」と題する資料*の中に、設置の趣旨として、「住民の参加による機関により行政の民主化を確保する」とある。行政の民主化を趣旨とする委員会が秘密会と言うことはあり得ない。

＊ 教育制度分科会（第25回）配付資料 平成25年6月13日（木曜日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/gijiroku/1336404.htm

（参考）県警をめぐる権限関係

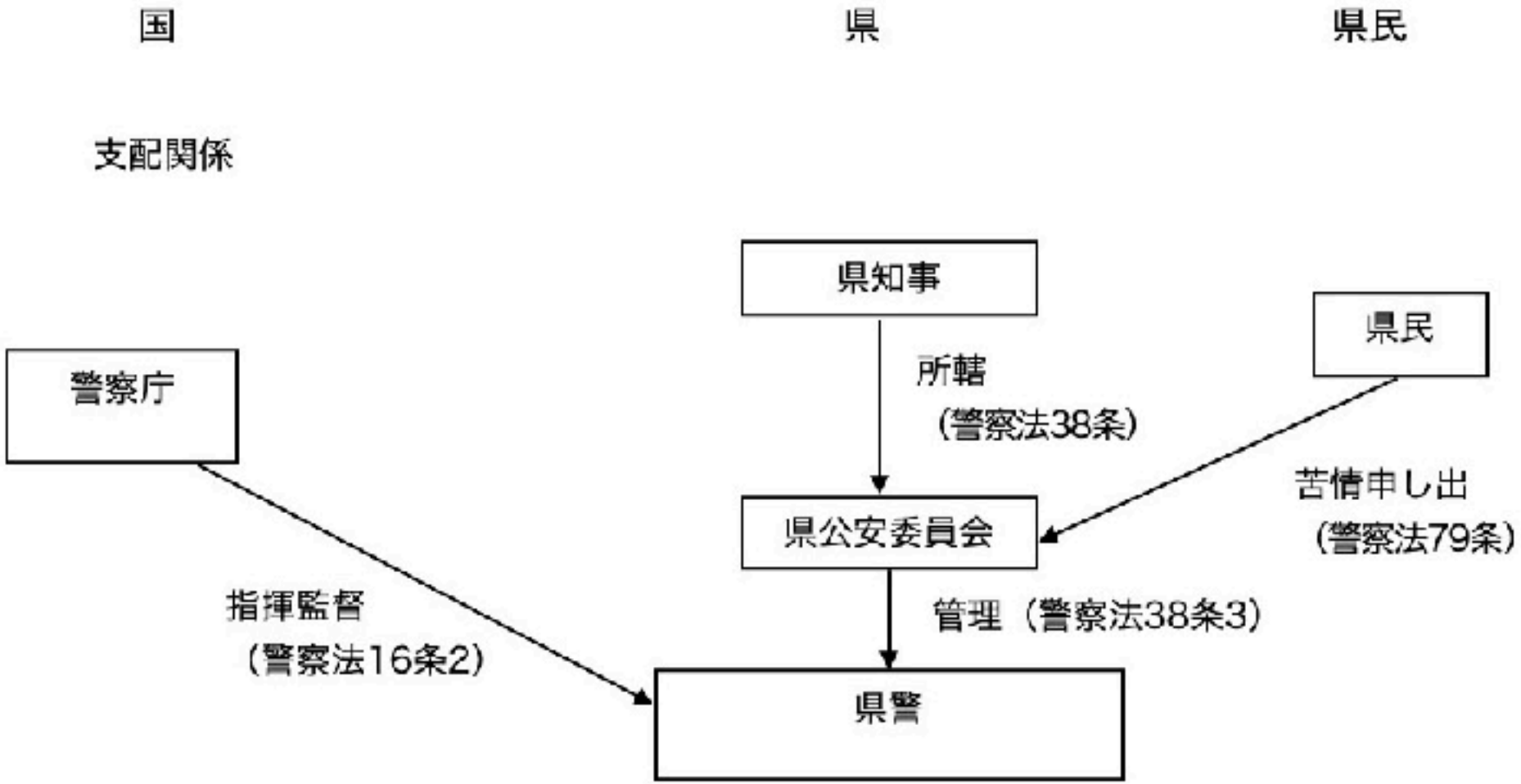

注：右端の「県民」は「市民」ないし「国民」に訂正。

同、人事権

任免・処分

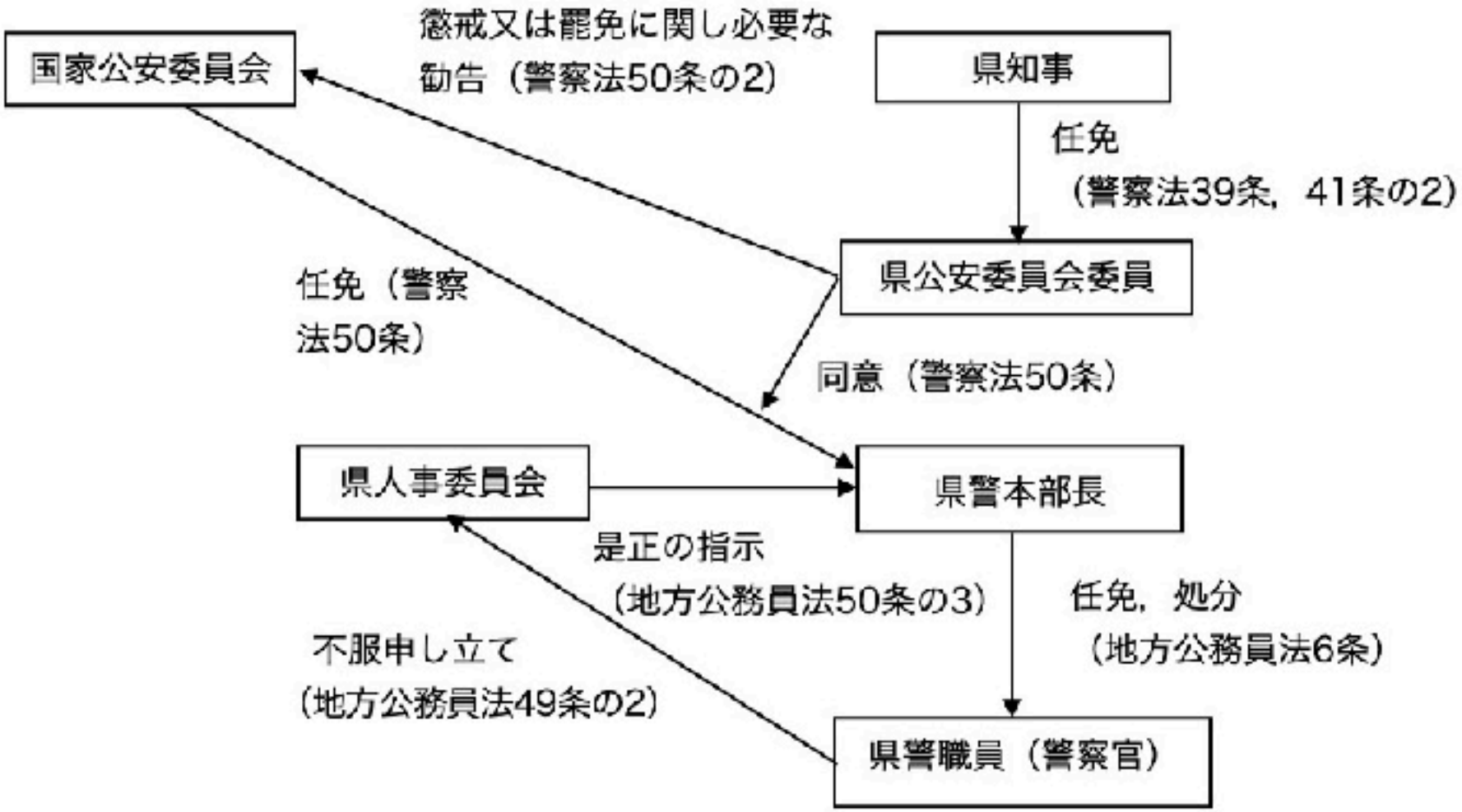
国家公安委員会
懲戒又は罷免に関し必要な勧告（警察法50条の2）
県知事
任免
（警察法39条，41条の2）
県公安委員会委員
任免（警察法50条）
同意（警察法50条）
県人事委員会
県警本部長
是正の指示
（地方公務員法50条の3）
任免，処分
（地方公務員法6条）
不服申し立て
（地方公務員法49条の2）
県警職員（警察官）

基地新設、オスプレイ配備が必要との考え、ないし容認の姿勢に対して

「外国から攻められる」、「国防のため」と考える、ないしなんとなくそう思う人たちが多いと思われる。

しかし逆に、軍拡は外国からの攻撃の危険を高めること。実際、2023年3月、近隣の自治会長らが記者会見で、建設容認の条件として「シェルター」を要求したことがこれをが示している（次のURL．因みにこの要求は認められたのか？）。

https://www3.nhk.or.jp/lnews/saga/20230324/5080014166.htm

そこで、（１）「攻められない」ための国際条約上の保障を獲得する。また、（２）万一「攻められた」場合に、それを非暴力、つまり非軍事で排除する方法論「市民力による防衛」の方法についての研究を提案。

（１）佐賀市に、ジュネーブ諸条約の“1977年第１追加議定書”に基づく**「無防備都市宣言」**を求めたい。（県では、目達原基地撤去が条件となる。）

→添付の、九大名誉教授・石川捷治さんのコメント参照。

（２）佐賀県に**「市民力による防衛」研究会設置**を提案。

→参考文献　NHK-Eテレ「100分de名著」2023年1月号、およびジーン・シャープ「市民力による防衛」、2016年。（原書は1990年刊）

※「軍備による防衛」という考えには、「自国の軍隊は常に防衛のためだけに活動する。侵略者、攻撃者になることはない」という、“お花畑”的な**認知バイアス**が根底にあると思われる。「『攻められる』ことと『攻める』こととの等確率性 ― 数学による平和教育？」*参照。

*「日本の科学者」2005年1月号掲載。http://ad9.org/blog/mytalks/symmetry-kant.pdf

佐賀オスプレイ関連の文書は次に置いています。このスライドもアップロード予定。
http://ad9.org/osprey/

現在の私たちの規模とテンポでは、工事を大きく遅らせることはできません。多くの方々が、みずからグループを作り、阻止行動に取り組んでいただきたい。あくまで、非暴力の手段で。